

【イギリス】犯罪財政法の成立

海外立法情報課長 塚田 洋

* 2017年4月27日、犯罪財政法が成立した。同法は、薬物、テロ、人身売買等による犯罪収益の没収制度の実効性を高めるため、規制当局の権限強化を図っている。

1 背景と経緯

(1) マネー・ローンダリング規制

マネー・ローンダリング（資金洗浄）の国際的規制は、1980年代に、薬物犯罪の資金源を断ち、その収益が薬物犯罪に再投資されるのを防ぐことを目的に進められ、1988年には国連で「麻薬及び向精神薬の不正取引条約」が採択された。同条約以前に、イギリスはこの問題にいち早く取り組み、1986年薬物取引犯罪法（Drug Trafficking Offences Act 1986 (c. 32)）において、薬物犯罪の収益保持に対する援助をマネー・ローンダリング罪と定め、薬物犯罪収益の没収制度を導入した。さらにマネー・ローンダリングの前提犯罪として、1988年刑事司法法（Criminal Justice Act 1988 (c. 33)）では、薬物犯罪以外に、重大な詐欺や汚職、人身売買等の重大犯罪を、1989年テロリズム防止法（暫定規定）法（Prevention of Terrorism (Temporary Provision) Act 1989 (c. 4)）ではテロ行為を、それぞれ対象に加えた。その後も、1993年刑事司法法（Criminal Justice Act 1993 (c.36)）を始めとする関係法令の整備を進め、収益保持の援助だけでなく、収益の隠匿、移転、使用等も禁止した。

(2) 2002年犯罪収益法

これらの法律の実効性を高めるため、ブレア（Tony Blair）政権は、2002年犯罪収益法（以下「犯罪収益法」）¹を成立させた。同法に基づき、犯罪収益没収の新たな制度として、刑事没収（Criminal Confiscation）と民事回復（Civil Recovery）が定められ、犯罪収益の没収を専門に行う機関として資産回復庁（現在は国家犯罪庁（National Crime Agency））が設置された。

刑事没収とは、刑事事件で有罪判決を受けた者から、当該犯罪で得られた利益に相当する金額を没収する制度である。具体的には、刑事法院が、薬物犯罪、テロ犯罪等で有罪判決を受けた者が当該犯罪から一定額以上の収益を得たことを認定した上で、犯罪収益の市場価値である回復可能額（recoverable amount）を算定して没収命令を発出する。ただし、被告人が自ら回復可能額以下の収益しか得ていないことを証明した場合は、当該額が没収対象となる。

民事回復は、有罪判決を前提とせず、違法行為によって取得した資産を、国家犯罪庁等が違法行為を行った者から没収する制度である。民事回復には、国家犯罪庁等が高等法院に訴訟を提起し、違法行為を通じて得た財産の没収を求める違法財産回復制度と、違法行為によって得た現金又は違法行為への使用を意図した現金の搜索・差押えの許可を、治安判事裁判所に求める違法現金回復制度がある。

これらの施策は一定の効果を上げたものの、収益隠匿の手口も年々巧妙化し、イギリス国内

* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

¹ Proceeds of Crime Act 2002 c.29 <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/29/contents>>

の薬物犯罪の収益に限っても年間 40 億ポンド²規模で没収されずに維持されているとされる³。メイ (Theresa May) 政権はさらなる対策強化のため⁴、2017 年 4 月 27 日、2017 年犯罪財政法 (以下「犯罪財政法」)⁵を成立させた。

2 犯罪財政法の概要

犯罪財政法は 4 部構成 (第 4 部は雑則) で、主な内容は次のとおりである。

(1) 犯罪収益法の各種権限の強化

犯罪財政法第 1 部は、犯罪収益法の実効性を高めるため、各種権限の強化を規定している。民事回復の手法として、新たに出所不明財産命令 (Unexplained Wealth Orders) を設け、重大犯罪の被疑者に対して国家犯罪庁等に蓄財の事情を説明させることを可能とした。同命令に対して虚偽の説明を行った場合は刑事責任に問われる。また、犯罪収益法の不審活動報告 (Suspicious Active Reports: SARs) についても関連の改正が行われた。不審活動報告とは、犯罪収益法の対象犯罪に該当するおそれのある不審活動に接した金融機関等に対して、国家犯罪庁への報告を義務付けるものである。不審活動報告の対象となった金融取引等については調査を行うため一時凍結することが可能であったが、その期間が延長された。その他、国家犯罪庁からの質問に対し文書等での回答を命じる開示命令 (disclosure order) の適用範囲を拡大すること、金融機関等が保持している個人の金融取引情報について、国家犯罪庁への提供基準を緩和すること、民事回復の対象として現金以外に貴金属やカジノのトークン (代用貨幣) 等を加えること、規制当局職員の活動に対する妨害行為について処罰対象を拡大すること等が規定されている。

(2) テロ資金対策の強化

同法第 2 部は、テロ組織の資金源根絶を目的に、犯罪財政法が規定する開示命令、不審活動報告等の権限をテロ組織対策にも拡大している。新たに警察が民間人をテロ対策金融調査官 (Counter Terrorism Financial Investigators) として雇用することを可能とし、テロ資金捜査の能力向上を図っている。

(3) 脱税促進行為の防止

同法第 3 部は、従来行われてきた規制当局による調査・摘発に加え、企業のコンプライアンス (法令順守) 体制を通じた犯罪抑止を行うため、新たに脱税促進行為の処罰規定を設けている。企業がその関係者の脱税促進行為を防止するための合理的措置をとらなかった場合、当該企業の刑事責任が問われる。その適用範囲は、脱税促進の対象がイギリスの租税であるか否かによって異なる。

参考文献

- ・澁谷洋平「イギリスにおけるマネー・ローンダリング罪について(1) 二〇〇二年犯罪収益法制定以後の動向を中心として」『熊本法学』140号, 2017.7, pp.65-101. <http://reposit.lib.kumamoto-u.ac.jp/bitstream/2298/38262/1/KLaw0140_065-101.pdf>

² 1ポンドは約149円 (平成30年1月分報告省令レート)。

³ *Criminal Finances Act 2017 Explanatory Notes*, p.5. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/22/pdfs/ukpgaen_20170022_en.pdf>

⁴ 犯罪収益に対する規制強化について、数年にわたり政府内で検討が重ねられてきた。詳しくは、Home Department, *Serious and Organised Crime Strategy*, October, 2013. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/248645/Serious_and_Organised_Crime_Strategy.pdf>; HM Treasury and Home Office, *Action Plan for anti-money laundering and counter-terrorist finance*, April 2016. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/517992/6-2118-Action_Plan_for_Anti-Money_Laundering_web_pdf>

⁵ *Criminal Finances Act 2017 c.22* <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2017/22/contents/enacted>>